

川崎市計量団体事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に規定するもののほか、円滑な計量行政を推進するため、市内事業所の計量管理の推進及び市民の計量思想の普及・啓発等の事業を実施する川崎市計量協会（以下「協会」という。）の運営に要する経費に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定める。

(補助対象経費及び補助金の算定)

第2条 補助の交付対象は、協会の事務局運営費と普及啓発等各事業にかかる経費のうち、別表1に定めるとおりとする。また、補助金の額は予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第3条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）・誓約書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の規則
- (4) 会員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該申請の書類を審査し、適正と認めるときは、交付を決定し、補助金交付決定通知書（第3号様式）により協会に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5条 協会は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知があった日から30日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更又は中止)

第6条 協会は、事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更申請書（第9号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし軽微な変更についてはこの限りではない。

2 收受した変更申請を承認する場合、交付決定を行った事業実施期間内に承認し

なければならないものとする。

- 3 協会は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ中止申請書（第10号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の変更又は中止の承認）

第7条 市長は、前条の変更申請書及び中止申請書の提出があったときは、承認又は不承認を決定し、承認の場合は、変更・中止承認通知書（第11号様式）により、不承認の場合は変更・不承認通知書（第12号様式）により申請者に通知する。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

（補助事業の遂行）

第9条 協会は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

（市内中小企業者への優先発注）

第10条 協会は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

（実績報告）

第11条 協会は、事業が完了したときは、実績報告書（第4号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 発注実績報告書（第5号様式）
- (4) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第6号様式）
- (5) その他市長が必要と認めた書類

- 2 前項第3号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第10条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分か

る書類の写しを添付するものとする。

- 3 補助事業者等は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第7号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 4 本条第1項第4号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第10条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書の審査を行い、その内容が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、協会に補助金交付額確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（補助金の概算払い）

第13条 市長は、補助金について、必要があると認めるときは、協会の申し出により、概算払により交付することができる。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、協会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。
- (4) 代表者又は役員のうち暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がいた場合。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、協会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第16条 協会は、第14条の規定による取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95

パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の運用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領した日において受領されたものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、協会の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられるものとする。
- 4 協会は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（指導及び監督）

第17条 市長は、協会に対し、必要と認めるときは指導及び監督を行うことができる。

（その他必要事項）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成6年7月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年7月14日から施行する。

附則

平成23年4月1日様式一部改正

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

令和4年4月1日様式一部改正

附則

令和5年4月1日一部改正

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年9月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱第3条の規定の手続を行っているものについては、

施行前日までの間、なお従前の様式によるものとする。

(別表1) 補助対象経費

事業区分	経費区分	内容
事務局運営費	人件費 需用費 役務費 備品購入費 会議費 雑費 ホームページ維持管理費	事務局員給与等 消耗品費 電話・インターネット・切手代 事務局内で使用する備品購入費 総会・役員会の開催にかかる会議資料費 事務局員旅費 プロバイダ使用料
事業運営費	使用料・賃借料 イベント費 需用費 役務費 報償費	会場等使用料 研修会費、講演会費、工場見学会費 消耗品費、印刷製本費 切手代 講師謝金、賞賜金

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

住 所

団 体 名

代表者氏名

川崎市計量団体事業補助金交付申請書

年度計量団体事業補助金の交付を受けたいので、川崎市計量団体事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

(川崎市計量団体事業補助金交付要綱第2条別表1に定める交付対象経費のうち、以下のとおり)

事務局運営費 円

事業運営費 円

2 事業計画書

3 収支予算書

4 団体の規則

5 会員名簿

誓約書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

団 体 名

代表者氏名

申請者及び申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消等その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、下記「役員等名簿」により提出する当方の個人情報警察に提供することについて同意します。

〔役員等名簿〕

役職	氏名	フリガナ	生年月日	性別※	住所

当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

※性別の記載については、申請者及び申請者の役員の任意とし、空欄とすることを可とします。

川崎市計量団体事業補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

住 所

団 体 名

代表者氏名 様

年 月 日付で申請のあった計量団体事業補助金については、川崎市計量団体事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次の条件を付けて交付を決定します。

年 月 日

川 崎 市 長 名

1 補助金の額は次のとおりとします。

補助金額 円

2 補助金の交付条件は、次のとおりとします。

- (1) 補助金は事業以外の経費に流用しないでください。
- (2) 年度終了後は速やかに経費の収支決算書及び実績報告書を提出してください。
- (3) 偽りその他不正な手続きで交付を受けたときは、補助金の金額又は一部の返還を命ずることがあります。

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

住 所

団 体 名

代表者氏名

年度川崎市計量団体事業実績報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた補助事業について事業を完了しましたので、川崎市計量団体事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 事業実績報告書
- 2 収支決算書

発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒 _____

 企業・団体名 _____
 代表者 職名 _____
 氏名 _____

年 月 日付け川崎市指令 第 号で交付決定された事業について、川崎市計量団体事業補助金交付要綱第11条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績 (別添とすることも可)

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。(単位：円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札(見積り)に係る理由書

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に**
主たる事務所又は事業所を有する者(原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業)

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

- 2. 発注先

- 3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

- 4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市計量団体事業補助金交付要綱第10条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あて先）

川崎市計量協会

代表者 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

（ふりがな）

代表者職氏名 _____

資本金の額 _____ 円

職員総数 _____ 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

川崎市計量団体事業補助金交付額確定通知書

住 所

団 体 名

代表者氏名

様

年 月 日付けで実績報告のあった計量団体事業補助金の交付については、川崎市計量団体事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長 名

- 1 補助事業の区分 要綱第2条に係る事業
- 2 補助交付決定額 円
- 3 補助交付確定額 円
- 4 川崎市補助金の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）及び川崎市計量団体事業補助金交付要綱に違反し、その他補助事業の執行方法が不相当と市長が認めたときは、補助金の交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

住 所

団 体 名

代表者氏名

年度川崎市計量団体事業補助金に係る変更申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金

について、次のとおり事業内容（経費の配分）を変更したいので、申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

住 所

団 体 名

代表者氏名

年度川崎市計量団体事業補助金に係る中止申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金

について、次のとおり事業を中止したいので申請します。

- 1 中止の内容
- 2 中止の理由

文 書 番 号

年 月 日

住 所

団 体 名

代表者氏名 様

川 崎 市 長 名

年度計量団体事業補助金の変更・中止申請の承認について（通知）

年 月 日付けで変更・中止申請がありました計量団体事業補助金につきましては、その内容を審査し、次のとおり承認しましたので通知します。

1 変更の内容

2 承認後の補助対象経費

円

文 書 番 号

年 月 日

住 所

団 体 名

代表者氏名 様

川 崎 市 長 名

年度計量団体事業補助金の変更・中止申請の不承認について（通知）

年 月 日付けで変更・中止申請がありました計量団体事業補助金につきましては、その内容を審査し、次のとおり不承認といたします。

（理由）